



ワンストップ特例制度について



◆「ふるさと納税ワンストップ特例制度」とは？

確定申告や住民税申告を行わない給与所得者等が寄附をした際に、寄附先団体に対してワンストップ特例の申請を行うことにより、確定申告の手続きをすることなく、お住まいの市町村に納めるべき住民税の額から控除される、ふるさと納税に伴う寄附金控除手続簡素化のための特例制度です。

◆ ワンストップ特例制度にかかる留意事項

(1) ふるさと納税ワンストップ特例の申請は、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」にご記入の上、ふるさと納税先自治体（豊中市）へ提出することが必要です。

(2) 転居による住所変更など、申請書の内容に変更があった場合、ふるさと納税をした翌年の1月10日までに「寄附金税額控除に係る申告特例事項変更届出書」をふるさと納税先自治体（豊中市）へ提出する必要があります。（届出書については、ご請求ください。）

(3) 5団体を超える自治体へのふるさと納税をした方、又は、確定申告を行う方が控除を受けるためには、確定申告書への記載が必要です。

(4) ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける場合は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われます。ふるさと納税翌年の6月以降に支払う個人住民税額が軽減されます。

◆ ワンストップ特例を申請していても適用されない場合

(1) 医療費控除の申告などのため、確定申告、又は住民税の申告をした場合。

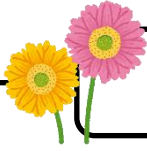
(2) 6団体以上にワンストップ特例を申請した場合。

(3) 寄附した翌年の1月1日の住所地が申請書に記載された市町村でなくなったにもかかわらず、変更の届出をしていない場合。

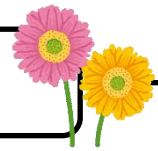
何らかの理由により申請が無効となった場合には、担当課より通知させていただきますので、内容をご確認ください。なお、ふるさと納税に係る寄附金控除を受けるためには、確定申告においてふるさと納税に係る寄附金を申告する必要があります。

◆ 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の申請方法

同封の封筒にて、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」及び「個人番号確認のための必要資料」をご提出ください。郵送料は、申請者のご負担となります。なお、同一年の間に、複数回にわたり豊中市へご寄附をいただく場合は、その都度、同申請書の提出が必要となります。手続きの手順については裏面をご確認ください。



手 続 き の 手 順



Step 1 「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に必要事項をご記入ください。(参考：記入例)

Step 2 下記のいずれかの書類をご用意ください。

	①	②	③
	「個人番号カード」 を持っている場合	「通知カード」 を持っている場合	「個人番号カード」 「通知カード」 のどちらも無い場合
個人番号確認 の書類	個人番号カード の裏のコピー	通知カードのコピー※1	個人番号が記載された 住民票のコピー
本人確認 の書類	個人番号カード の表のコピー	下記のいずれかの身分証 のコピー※2 ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住証明書	下記のいずれかの身分証 のコピー※2 ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住証明書

※1 通知カードの住所は住民票と一致している必要があります。

※2 写真が表示され氏名、生年月日または住所が確認できるようにコピーをお願いします。

- ・①の場合：「個人番号カードの表裏のコピー」
- ・②の場合：「通知カードのコピー」及び「身分証のコピー」
- ・③の場合：「個人番号が記載された住民票のコピー」及び「身分証のコピー」

Step 3 「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」とStep 2でご用意された書類を下記住所に郵送ください。(翌年の1月10日必着)

〒561-8501

大阪府豊中市中桜塚3丁目1番1号
豊中市財務部財政課 宛

記入例

5年寄附分

市町村民税
道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請書

第五十五号の五様式（附則）

令和 5 年 4 月 1 日	整理番号	記入不要
豊中市長 殿	フリガナ	トヨナカ タロウ
住所 豊中市中桜塚3-1-1	氏名	
電話番号 06-6858-2525	個人番号	123456789012
	生年月日	昭 25 2 25 平・令

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314

1. 「対象年」「申請年月日」を記入する。
2. 申請先として「豊中市長」と記入する。

3. 申請者情報として「住所」「電話番号」「氏名（フリガナ）」「個人番号」「生年月日」を記入する。

(注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあつては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	10,000 円

2. 申告の特例の適用に関する事項

4. 「寄附を行った年月日」及び「当該寄附金額」を記入する。

及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②を付けてください。

する申告特例対象寄附者である



5. 確定申告等を行う予定がない場合は、と印をつける。

定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当す

得税について所得税法第120条第1項の規定による（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受け

月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

6. ふるさと納税（寄附）を行う対象地方公共団体の数が5以下である場合は、と印をつける。

る要件に該当する者である



定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県以下であると見込まれる者をいいます。

(切り取らないでください。)

令和 年寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

住所	記入不要	受付日付印
氏名	記入不要	
受付団体名		